

平成27年 5月 8日開会

平成27年 月 日閉会

## 第2回浦幌町議会臨時会議案

十勝郡浦幌町

## 平成27年第2回浦幌町議会臨時会議案一覧表

番 号	件 名	議決結果	議決年月日
選挙第1号	議長選挙		
選挙第2号	副議長選挙		
	議席の指定		
	常任委員の選任		
	議会運営委員の選任		
	浦幌町議会広報編集特別委員会の設置及び委員の選任		
選挙第3号	東十勝消防事務組合議会議員の選挙		
選挙第4号	とから広域消防事務組合議会議員の選挙		
選挙第5号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙		
選挙第6号	十勝環境複合事務組合議会議員の選挙		
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (浦幌町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)		
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (浦幌町立保育園の設置及び保育の実施に関する条例の一部改正を改正する条例の一部改正)		
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (浦幌町立へき地保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部改正する条例の一部改正)		
同意第1号	浦幌町監査委員の選任につき同意を求めることについて		
同意第2号	浦幌町副町長の選任につき同意を求めることについて		

# 選挙第1号

## 議長選挙

地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行う。

当 選

## 選挙第2号

### 副議長選挙

地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行う。

当 選

## 議席の指定

浦幌町議会会議規則第4条第1項の規定により、次のように議席を指定する。

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	
10		11			

## 常任委員の選任

浦幌町議会委員会条例第9条第4項の規定により、常任委員を次のように選任する。

常任委員会名	定数	委員の氏名		
総務文教厚生 常任委員会	6人			
産業建設 常任委員会	5人			

## 議会運営委員の選任

浦幌町議会委員会条例第9条第4項の規定により、議会運営委員を次のように選任する。

委員会名	定数	委員の氏名		
議会運営委員会	5人			

## 浦幌町議会広報編集特別委員会の設置

- 1 名 称 浦幌町議会広報編集特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び浦幌町議会委員会条例第7条
- 3 目 的 議会活動を広く町民に周知することを目的とする。
- 4 委員の定数 5名
- 5 期 間 平成29年4月30日まで、閉会中も継続して調査することができるものとする。



## 浦幌町議会広報編集特別委員の選任

浦幌町議会委員会条例第9条第4項の規定により、議会広報編集特別委員を次のように選任する。

委員会名	定数	委員の氏名		
浦幌町議会広報 編集特別委員会	5人			

## 選挙第3号

### 東十勝消防事務組合議会議員の選挙

東十勝消防事務組合同規約第5条第2項に定める組合議会議員を、地方自治法第118条の規定により選挙を行う。

当 選 (定数3人)


## 選挙第4号

### とちぎ広域消防事務組合議会議員の選挙

とちぎ広域消防事務組合同規約第6条第1項に定める組合同議会議員を、地方自治法第118条の規定により選挙を行う。

当 選 (定数1人)

--

## 選挙第5号

### 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

十勝圏複合事務組合同規約第6条第2項に定める組合議会議員を、地方自治法第118条の規定により選挙を行う。

当 選 (定数1人)

--

## 選挙第6号

### 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙

十勝環境複合事務組合同規約第5条第2項に定める組合議会議員を、地方自治法第118条の規定により選挙を行う。

当 選 (定数1人)

--

## 承認第3号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年 5月 8日 提 出

浦 幌 町 長      水   澤   一   廣

# 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 3月31日

浦 幌 町 長 水 澤 一 廣

記

浦幌町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について 別紙のとおり

## 浦幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

浦幌町税条例等の一部を改正する条例（平成26年浦幌町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」を「第52条第1項、第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）」、同号イ及び第3号並びに」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。））、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 承認第4号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年 5月 8日 提 出

浦 幌 町 長      水   澤   一   廣

# 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 3月31日

浦 幌 町 長      水   澤   一   廣

記

浦幌町立保育園の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について      別紙のとおり

## 浦幌町立保育園の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

浦幌町立保育園の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（平成27年浦幌町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

## 承認第5号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年 5月 8日 提 出

浦 幌 町 長      水   澤   一   廣

# 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 3月31日

浦 幌 町 長      水   澤   一   廣

記

浦幌町立へき地保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部  
改正について      別紙のとおり

# 浦幌町立へき地保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例

浦幌町立へき地保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（平成27年浦幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 同意第1号

### 浦幌町監査委員の選任につき同意を求めることについて

浦幌町監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成27年 5月 8日 提 出

浦 幌 町 長      水   澤   一   廣

記

議会選出

## 同意第2号

### 浦幌町副町長の選任につき同意を求めることについて

浦幌町副町長に次の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

平成27年 5月 8日 提出

浦 幌 町 長      水   澤   一   廣

記

氏 名

生年月日